

広島県土地開発指導要綱新旧対照表

(下線部が改正部分)

現行	改正案	備考
<p>第十五 適用除外</p> <p>この要綱は、次に掲げる開発行為については適用しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)<u>第十三条第三項</u>の規定により許可を受けた行為、同条第六項の規定により届出があった行為、同条第八項の規定により届出があった行為、同条第九項に掲げる行為、<u>第十四条第三項</u>の規定により許可を受けた行為、同条第六項の規定により届出があった行為、同条第八項に掲げる行為、<u>第二十六条第一項</u>の規定により届出があった行為又は同条第七項に掲げる行為</p> <p>五～十六 (略)</p>	<p>第十五 適用除外</p> <p>この要綱は、次に掲げる開発行為については適用しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)<u>第二十条第三項</u>の規定により許可を受けた行為、同条第六項の規定により届出があった行為、同条第八項の規定により届出があった行為、同条第九項に掲げる行為、<u>第二十一条第三項</u>の規定により許可を受けた行為、同条第六項の規定により届出があった行為、同条第八項に掲げる行為、<u>第三十三条第一項</u>の規定により届出があった行為又は同条第七項に掲げる行為</p> <p>五～十六 (略)</p>	<p>自然公園法の改正に伴うもの</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>附 則(平成二十二年三月二十三日告示第二百十三号)</u></p> <p><u>この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。</u></p>	